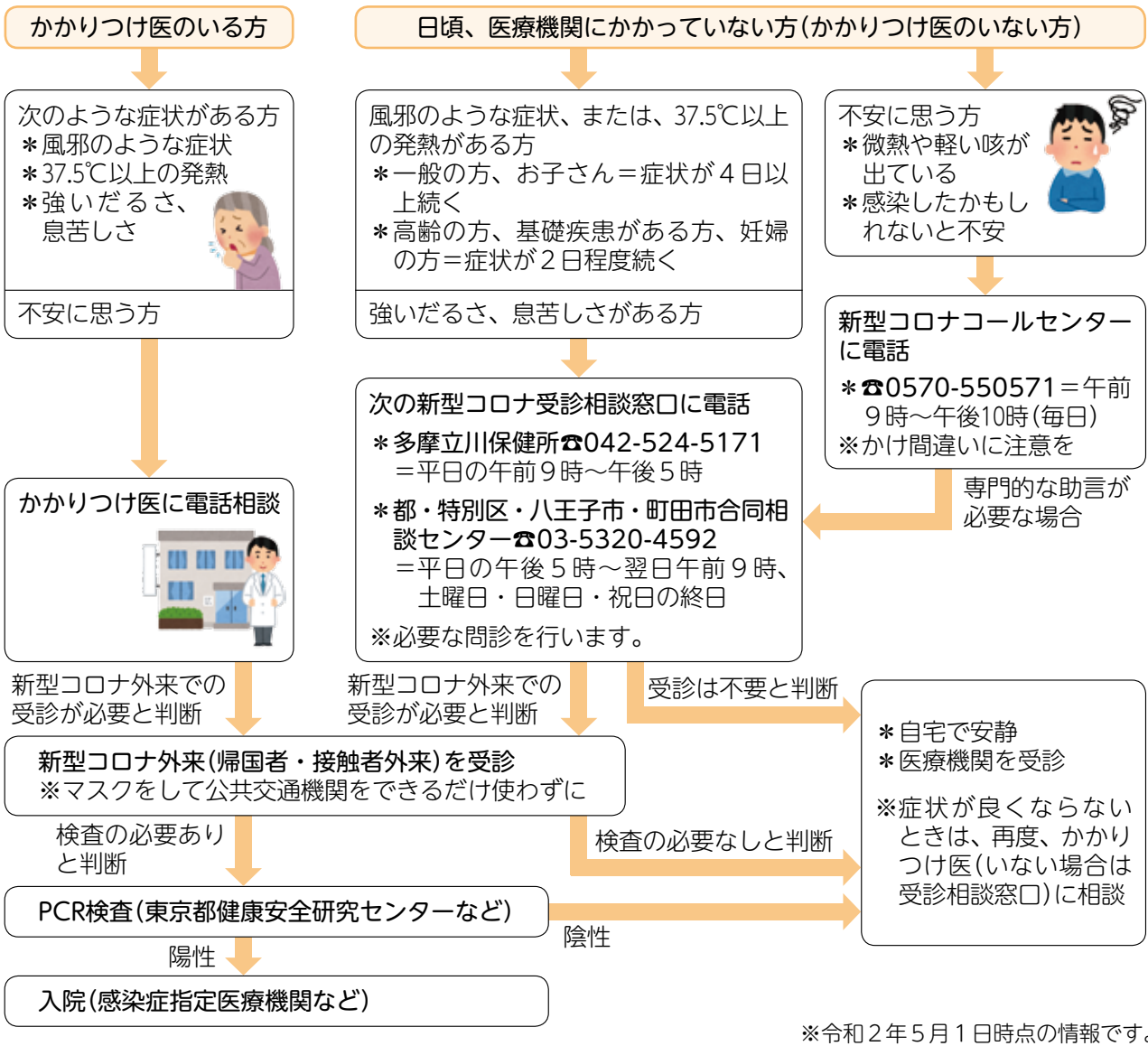


新型コロナウイルス感染症が心配なとき

☆東京都福祉保健局ホームページより



新型コロナウイルスの感染拡大に便乗した悪質商法にご注意を

新型コロナウイルス感染拡大に便乗し、不審な勧誘や個人情報の取得を狙ったと思われる電話や電子メール、訪問などに関する相談が、全国の消費生活センターに多く寄せられています。

事例① 「給付金をより早く受け取るために、マイナンバーカードの申請代行をする」と言って、銀行口座の情報を聞き出す電話がかかってきた。

➡ 不審な電話はすぐに切ってください。公的機関の職員になりすまし、個人情報や口座情報を不正に取得しようとする疑いがあります。

事例② 小包に入った使い捨てマスクが突然送られてきた。注文しておらず、家族も全く心当たりのない。業者からの電話連絡もなく、請求書は入っていないが、どうすればいいか。

➡ これは送り付け商法の一つと考えられます。

心当たりがない不審な荷物にお金を払ったり、業者に連絡したりする必要はありません。未開封の状態でも14日間が経過したときは、法律上、商品を自由に処分することができます。



不審に思ったり、トラブルに遭ったりしたときは、すぐにご相談ください。

昭島市消費生活センター

* 電話番号・ファックス番号 = 042-544-9399
 * 日時 = 平日の午前9時～正午、午後1時～4時
 ※現在、来所による相談は休止しています。

国民生活センター

* 新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン ☎0120-213-188(午前10時～午後4時/毎日)
 ※050から始まるIP電話からはつながりません。